

人工内耳をご利用の方へ（お知らせ）

平成 29 年 4 月から、広島市では、日常生活用具給付事業により「人工内耳用電池及び充電電池」の給付を行っていますが、令和 2 年 4 月から下記のとおり改正しますので、お知らせします。

1 改正内容について

<令和 2 年 3 月まで>

対象種目		費用限度額	耐用年数
人工内耳用電池	電池	3,000円	月額
	充電電池	19,000円	3年



充電電池は、1年に1回給付対象となります。

<令和 2 年 4 月から>

対象種目		費用限度額	耐用年数
人工内耳用電池	電池	3,000円	月額
	充電電池	19,000円	1年

<留意事項>

- ・ 給付を受ける際には、事前申請が必要です。
- ・ 「電池」又は「充電電池」のいずれかの給付になります。

2 お問合せ先

○ 手続きに関するお問い合わせ先

お住まいの区役所の福祉課障害福祉係にお問い合わせください。

区	所在地	連絡先
中区	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル2階	TEL 504-2588
東区	東区東蟹屋町9-34	TEL 568-7734
南区	南区皆実町一丁目4-46	TEL 250-4132
西区	西区福島町二丁目24-1	TEL 294-6346
安佐南区	安佐南区中須一丁目38-13	TEL 831-4946
安佐北区	安佐北区可部三丁目19-22	TEL 819-0608
安芸区	安芸区船越南三丁目2-16	TEL 821-2816
佐伯区	佐伯区海老園一丁目4-5	TEL 943-9769

○ 制度に関するお問い合わせ先

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 TEL 504-2148